5. 286
　449.75―450.25MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として、宇宙運用業務（地球から宇宙）及び宇宙研究業務（地球から宇宙）に使用することができる。
5. 286A
　移動衛星業務による454―456MHz及び459―460MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9. 11A号に従った調整を条件とする。
5. 286AA
　450―470MHzの周波数帯は、ＩＭＴを導入しようとする主管庁によって特定される（決議第224（ＷＲＣ―07、改）参照）。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。
5. 286B
　無線通信規則第5. 286号に掲げる国では454―455MHz、第二地域では455―456MHz及び459―460MHz並びに無線通信規則第5. 286E号に掲げる国では454―456MHz及び459―460MHzの周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。
5. 286C
　無線通信規則第5. 286D号に掲げる国では454―455MHz、第二地域では455―456MHz及び459―460MHz並びに無線通信規則第5. 286E号に掲げる国では454―456MHz及び459―460MHzの周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務及び移動業務の局の使用と発達を妨げてはならない。
5. 286D
　付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びパナマでは、454―455MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。
5. 286E
　付加分配：カーボヴェルデ、ネパール及びナイジェリアでは、454―456MHz及び459―460MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。
5. 287
　海上移動業務による457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz、467.525MHz、467.550MHz及び467.575MHzの周波数は、船上通信局で使用できる。必要がある場合は、457.5375MHz、457.5625MHz、467.5375MHz及び467.5625MHzの追加周波数も使用する12.5kHzのチャネル間隔で設計されている装置を、船上通信に導入できる。領水内におけるこれらの周波数の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とすることができる。使用装置の特性は、ＩＴＵ―Ｒ勧告M．1174―２の規定に適合しなければならない。
5. 288
　アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz及び457.600MHzとし、これらの周波数は、それぞれ、467.750MHz、467.775MHz、467.800MHz及び467.825MHzと対に組み合わされる。使用装置の特性は、ＩＴＵ―Ｒ勧告M．1174―１の規定に適合しなければならない。
5. 289
　460―470MHz及び1690―1710MHzの周波数帯においては、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務は、宇宙から地球への伝送のため、分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。
5. 290
　業務の種類の地域差：アフガニスタン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、日本、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、気象衛星業務（宇宙から地球）に対する460―470MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 291
　付加分配：中華人民共和国では、470―485MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ること及び現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙運用業務（宇宙から地球）にも分配する。
5. 291A
　付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、オランダ、チェコ及びスイスでは、470―494MHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第217（ＷＲＣ―97）に従ってウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。
5. 292
　業務の種類の地域差：メキシコでは、固定業務及び移動業務並びにアルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する470―512MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9. 21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 293
　業務の種類の地域差：カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルーでは、固定業務に対する470―512MHz及び614―806MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。これらの国では、移動業務に対する470―512MHz及び614―698MHzの周波数帯の分配は、第9. 21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する470―512MHzの周波数帯の分配は、第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 294
　付加分配：サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、ケニア、リビア、シリア、スーダン、南スーダン、チャド及びイエメンでは、470―582MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。
5. 295（未使用）
5. 296
　付加分配：アルバニア、ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、イラク、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モロッコ、モルドバ、モナコ、ニジェール、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、スロバキア、チェコ、英国、スーダン、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、470―790MHzの周波数帯並びにアンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ザンビア及びジンバブエでは、470―698MHzの周波数帯は、放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。
5. 297
　付加分配：カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ及びメキシコでは、512―608MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。